

## 自己資本の充実の状況について

### 定性的な開示

#### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

##### (1) 普通出資

① 発行主体：新潟県信用組合

② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,260百万円

##### (2) その他の出資

① 発行主体：新潟県信用組合

② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：100百万円

\* 100百万円をその他の出資として計上しております。

\* 平成21年度に行った旧両津信用組合との合併により承継した優先出資100百万円を令和2年3月19日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資からその他の出資に振替えたものであります。

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法等の概要

地域のお客さまからの普通出資及び内部留保による資本の増加を図ることにより、自己資本の充実に努めております。

現在の自己資本比率については9.71%で、引き続き必要とされる国内基準(4.0%)を大きく上回る水準にあります。

#### 3. 信用リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。また、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。

信用リスク量の計測は、VaRにより行っております。

##### (2) 標準的手法

###### ① リスク・ウェイトの判定に使用する 適格格付機関等の名称

有価証券運用において、次の5社を使用しております。

- (株)格付投資情報センター(R&I)
- (株)日本格付研究所(JCR)
- •スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
- ムーディーズ(Moody's)
- フィッチ・レーティングス(Fitch)

貸出金については、適格格付機関等は使用しておりません。

###### ② エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関等の名称

- 投資信託は上記5社を使用
- 上記以外の有価証券は、フィッチ・レーティングスを除く4社を使用しております。

エクスポートジャーナーとは、リスクにさらされている金融資産の総額のことであり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する

##### リスク管理方針及び手続きの概要

リスク削減手法については、適格金融資産担保（担保預金をいいます）に相当する貸出金について簡便手法により信用リスクを削減し、また一定の要件を満たす保証機関等が保証した貸出金についても、保証を信用リスク削減手法として採用しております。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

#### 6. 証券化エクスポートジャーナーに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

取引にあたっては、信用リスクに関する事項・金利リスクに関する事項と同様の方法で運用・管理を行っております。

##### (2) 証券化エクスポートジャーナーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、外部格付準拠方式を採用しております。

##### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

##### (4) 証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関の名称

信用リスクに関する事項において記載された適格格付機関等を採用しております。

#### 7. オペレーション・リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーション・リスクに含めて管理しております。

事務リスクについては業務の種類ごとに、事務部(預金・為替・外国為替)、審査管理部(融資)がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めています。事故の未然防止のため監査部による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っています。さらに、事務部・審査管理部と監査部の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

システムリスクについては、当組合が加盟しているしんくみ全国共同センター(SKC)を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しております。

法務リスクについては、法令等遵守の徹底を最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は「コンプライアンス(法令等遵守)体制」(P.11)に掲載しております。

また、当組合では風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

## (2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を使用しております。

\*基礎的手法とは、「オペレーションル・リスク=粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15% ÷ 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数」により算出する手法のことです。

## 8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、統合的リスク管理方針に則り、健全性及び適切性の観点から適正なリスク把握と当組合の経営体力に基づいたリスクコントロールを目的として、リスク資本配賦運営により限度額を設定し管理しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR(信頼水準99%、保有期間60日、観測期間240日)により行っており、リスク量はALM委員会に月次で報告しております。

## 9. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクについては、金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利に影響の受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預け金、預金等)を管理対象とし、モニタリング体制の整備等により管理しております。

管理指標としては、VaR法によりリスク量を計測しており、年度当初に設定した限度枠の遵守状況等を含め、ALM委員会に月次で報告しております。さらに、金利の変動による経済価値変化の指標であるΔEVEを計測し、ALM委員会に月次で報告しております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当組合が自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
4.33年となっております。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
10年としております。
- 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金内部モデル等)及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金など満期のない流動性預金については、合理的に預金者行動をモデル化したコア預金内部モデルを使用し、預金種別や人格別の預金残高を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。なお、モデルの検証については定期的にバックテストを実施しております。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な設定値を採用しております。

- 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出したΔEVE及びΔNIIの正値を単純合算しており、通貨間の相関等は考慮しておりません。

- スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

- 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金内部モデルについては、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、

ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

### ● 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。

### ● 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期のΔEVEは7,070百万円あります。計測値については、当組合の自己資本額および保有有価証券の含み損益など、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題ない水準であると判断しております。

### ② 当組合が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

#### ● 金利ショックに関する説明

ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の経済イベントや、景気シナリオ等に基づく金利変動としております。

#### ● 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点)

当組合では、有価証券の金利リスクについては、保有期間60日、観測期間240日、信頼水準99%を前提条件としたVaR法による計測を行なっております。また、有価証券を除いた金利リスク(預金・貸出金・預け金等)については、保有期間250日、観測期間1,250日、信頼水準99%を前提条件としたVaR法による計測を行っております。

## 事業年度の開示事項

## I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	19,004	19,402
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,360	2,360
うち、利益剰余金の額	16,712	17,109
うち、外部流出予定額(△)	67	67
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	418	218
うち、一般貸倒り引当金コア資本算入額	418	218
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8	4
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,431	19,624
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	339	343
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	357	356
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	19,073	19,268
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	193,628	188,878
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,008	△ 360
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 2,103	△ 454
うち、上記以外に該当するものの額	94	94
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,423	9,506
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	203,051	198,384
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.39%	9.71%

自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## II. 定量的な開示事項

## (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	193,628	7,745	188,878	7,555
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	169,429	6,777	165,401	6,616
(i) ソブリン向け	635	25	534	21
(ii) 金融機関向け	21,167	846	22,551	902
(iii) 法人等向け	54,216	2,168	53,024	2,120
(iv) 中小企業等・個人向け	46,205	1,848	42,775	1,711
(v) 抵当権付住宅ローン	2,071	82	2,707	108
(vi) 不動産取得等事業向け	13,685	547	15,666	626
(vii) 三月以上延滞等	597	23	604	24
(viii) 出資等	8,471	338	8,983	359
出資等のエクスポージャー	8,471	338	8,983	359
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	14,505	580	10,549	421
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,447	57	1,447	57
(xi) その他	6,426	257	6,556	262
② 証券化エクspoージャー	4,240	169	3,880	155
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	21,653	866	19,693	787
ルック・スルー方式	21,653	866	19,693	787
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	94	3	94	3
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,103	△ 84	△ 454	△ 18
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	305	12	258	10
⑦ 中央清算機関連携エクspoージャー	7	0	4	0
ロ. オペレーショナル・リスク	9,423	376	9,506	380
ハ. 総所要自己資本額（イ+ロ）	203,051	8,122	198,384	7,935

- 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクspoージャーです。具体的には有形固定資産等が含まれます。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。  
(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
 
$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} - 8\%$$

- 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクspoージャー区分		信用リスク エクspoージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクspoージャー	
				令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
地域別区分	国内	389,967	394,942	186,465	197,161	103,224	96,557	—	—	979	824
	国外	37,690	35,054	—	—	36,672	34,194	1,018	860	—	—
	地域別合計	427,658	429,997	186,465	197,161	139,897	130,752	1,018	860	979	824
業種区分	製造業	31,390	29,112	17,484	16,845	13,737	12,131	—	—	3	33
	農業、林業	647	559	647	559	—	—	—	—	0	0
	漁業	26	23	26	23	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	751	562	751	562	—	—	—	—	23	—
	建設業	27,477	27,155	26,276	26,254	1,201	900	—	—	119	134
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,300	11,389	161	154	10,138	11,235	—	—	—	—
	情報通信業	3,890	3,228	260	312	3,576	2,862	—	—	9	—
	運輸業、郵便業	6,765	5,314	2,854	3,007	3,910	2,306	—	—	10	10
	卸売業、小売業	22,915	22,201	17,805	17,491	5,110	4,709	—	—	116	77
	金融業、保険業	123,038	129,056	8,491	16,373	40,376	38,652	1,018	860	—	—
	不動産業	27,253	29,219	16,665	18,730	6,620	6,417	—	—	217	65
	物品賃貸業	1,077	981	1,077	981	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	1,824	2,389	1,824	2,389	—	—	—	—	—	—
	宿泊業	3,628	3,151	3,628	3,151	—	—	—	—	230	262
	飲食業	6,702	6,486	6,702	6,486	—	—	—	—	72	97
	生活関連サービス業、娯楽業	8,669	8,484	8,669	8,484	—	—	—	—	70	40
	教育、学習支援業	240	214	240	214	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	1,847	1,802	1,847	1,802	—	—	—	—	—	—
	その他のサービス	7,695	7,963	5,256	5,428	2,415	2,510	—	—	8	8
	その他の産業	3,025	1,999	3,025	1,999	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体等	80,503	79,534	27,693	30,507	52,809	49,026	—	—	—	—
	個人	34,615	34,261	34,615	34,261	—	—	—	—	96	94
	その他	23,368	24,904	457	1,136	—	—	—	—	—	—
	業種別合計	427,658	429,997	186,465	197,161	139,897	130,752	1,018	860	979	824
期間区分	1年以下	95,451	96,938	33,678	39,155	16,141	12,337	167	—	—	—
	1年超5年以内	104,604	89,282	38,886	39,773	41,536	37,196	176	305	—	—
	5年超10年以内	97,254	95,315	66,373	67,334	30,206	27,426	675	555	—	—
	10年超	95,539	101,517	47,026	49,725	48,513	51,291	—	—	—	—
	期間の定めのないもの	11,415	22,013	15	8	3,500	2,500	—	—	—	—
	その他	23,393	24,928	485	1,164	—	—	—	—	—	—
	残存期間別合計	427,658	429,997	186,465	197,161	139,897	130,752	1,018	860	—	—

1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、その他の証券、買入金銭債権等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	410	401	—	410	401
	令和4年度	401	212	—	401	212
個別貸倒引当金	令和3年度	1,410	1,447	94	1,315	1,447
	令和4年度	1,447	1,102	382	1,065	1,102
合計	令和3年度	1,821	1,848	94	1,726	1,848
	令和4年度	1,848	1,314	382	1,466	1,314

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	52	56	56	55	9	5	42	51	56	55	30	16
農業、林業	0	—	—	1	0	—	—	—	—	1	1	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	11	4	4	—	11	—	0	4	4	—	6	—
建設業	125	63	63	83	26	5	98	57	63	83	68	18
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	0	0	3	—	—	1	0	0	3	—	—
運輸業、郵便業	5	5	5	14	0	0	5	5	5	14	—	—
卸売業、小売業	83	83	83	84	18	11	64	71	83	84	41	43
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	45	80	80	21	8	2	37	78	80	21	17	—
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	2	—	—	—	2	2	—	—	—	—
宿泊業	83	273	273	127	13	173	248	100	273	127	—	2
飲食業	247	80	80	61	2	50	66	29	80	61	5	13
生活関連サービス業、娯楽業	563	578	578	492	—	78	563	500	578	492	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	25	77	77	20	—	52	25	25	77	20	—	—
その他のサービス	15	19	19	10	—	3	15	16	19	10	2	10
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	146	122	122	125	3	0	142	121	122	125	3	8
合計	1,410	1,447	1,447	1,102	94	382	1,315	1,065	1,447	1,102	178	113

1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,746	109,038	1,699	108,773
10%	—	19,856	—	18,880
20%	106,024	537	115,369	2,525
35%	—	5,929	—	7,754
40%	1,603	—	1,908	—
50%	46,799	823	40,602	624
70%	1,407	—	1,102	—
75%	—	61,352	—	56,786
100%	11,340	56,042	10,539	58,766
120%	400	—	401	—
150%	—	183	—	243
250%	—	4,571	—	4,017
合計	169,322	258,335	171,624	258,372

1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

## (3) 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法 適用されたエクspoージャー	適格金融資産 担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①ソブリン等向け	36,890	16,390	7,137	7,079	—	—	—
②金融機関向け	28,100	8,400	—	—	—	—	—
③法人等向け	2,480	1,886	384	344	—	—	—
④中小企業等・個人向け	5,725	5,534	6,282	6,698	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	12	16	5	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	261	252	—	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	0	6	4	—	—	—
⑧その他	311	299	24	32	—	—	—

1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクspoージャーです。具体的には、中小企業等・個人向けのうち名寄せ後1億円超の先が含まれます。

